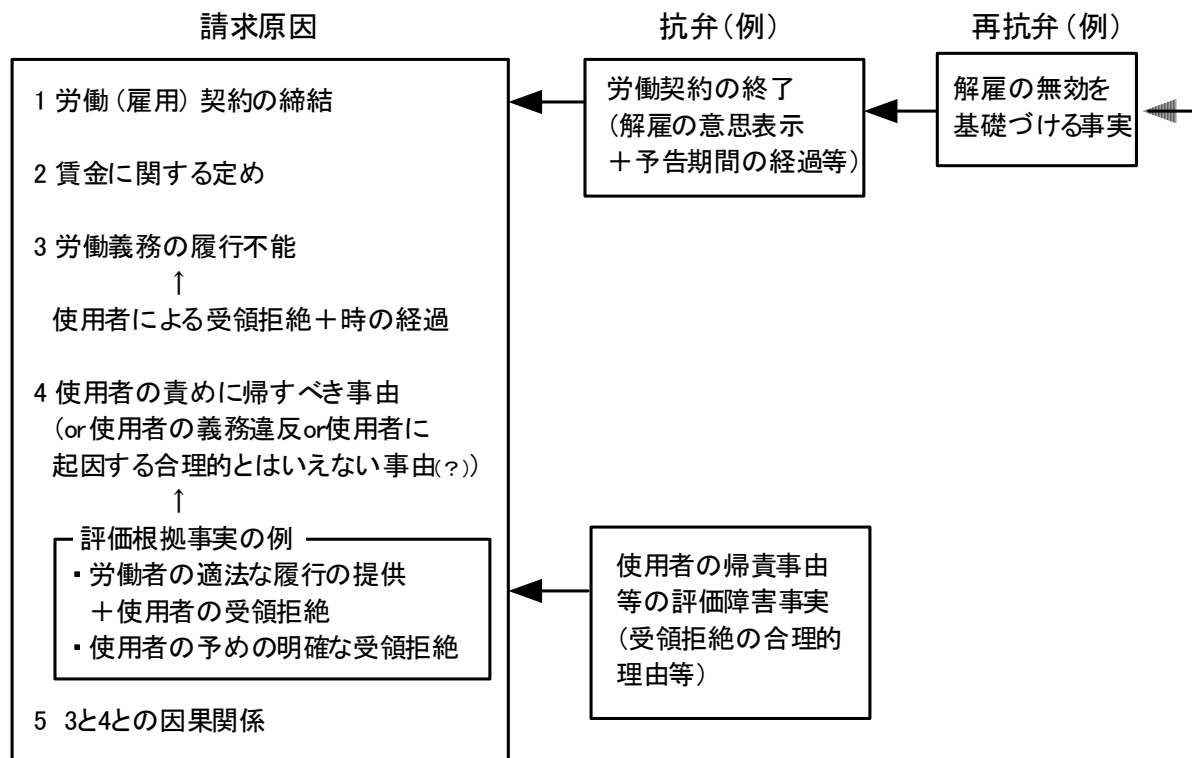


労働契約における民法 536 条 2 項の適用と要件の整理（資料）

平成 24 年 9 月 18 日

慶應義塾大学 山川隆一



【参考裁判例：エスエイロジテム事件・東京地判平成 12・9・25 労働判例 796 号 49 頁】

「労働者が労務を提供し、使用者がこれを受領しないことは、使用者の責めに帰すべき事由に基づくものと推認されると解するのが相当である。・・・したがって、使用者としては、労務の受領を拒否したことについて自己の責めに帰すべきものであることを否定するためには、そこに合理的な理由があること等右推認を覆すに足りる事実を主張・立証しなければならないことになる。」